

令和2年度第10回三次市農業委員会総会 議事録

1. 開催日時 令和3年1月5日（火）午後1時25分から午後2時18分
2. 開催場所 三次市役所 6階 601, 602 会議室
3. 出席委員(19人)

1番	有重 貢	2番	池本 秀雄	3番	上田 憲昭	4番	大前 万寿美
5番	加藤 好隆	6番	河本 研二	7番	木原 孝行	8番	寺重 茂晴
9番	橋本 正二	10番	橋本 洋資	11番	林 敏明	12番	平尾 敏之
13番	廣瀬 勝秀	14番	福田 博之	15番	松山 和登	16番	箕田 英紀
17番	向井 泰治	18番	横田 和彦	19番	吉森 法和		
4. 欠席委員(0人)
5. 議事日程
 - 報告第33号 利用権の終了（農用地利用集積計画）
 - 報告第34号 農地法第18条（通知）
 - 報告第35号 農地法第3条の3（相続等による権利移動）
 - 報告第36号 非農地証明願承認
 - 議案第48号 農地法第3条
 - 議案第49号 農地法第4条第1項
 - 議案第50号 農地法第5条第1項
 - 議案第51号 農用地利用集積計画
 - 議案第52号 農地中間管理事業の推進に関する法律に基づく農用地利用配分計画案に対する意見
 - 議案第53号 農地法第3条第2項第5号の規定による別段の面積の設定
6. 農業委員会事務局職員
 - 中廣事務局長 上岡係長 長谷川主任
7. 会議の概要
 - 局長 只今から令和2年度第10回三次市農業委員会総会を開会いたします。
橋本会長から開会のごあいさつをお願いいたします。

(橋本 会長あいさつ)
 - 局長 それでは会議に入ります。
三次市農業委員会総会会議規則第5条の規定により会長が総会の進行を行います。
 - 議長 それでは規定により私が議長を務めさせていただきます。
本日の出席委員数をご報告いたします。
只今の出席委員は19人です。よって総会は成立いたします。
本日の議事録署名者に池本委員、上田委員の両名を指名いたします。
それでは、令和2年度第10回三次市農業委員会総会を開会します。
本日の日程について事務局から説明を求めます。

局長 本日の議事日程についてご説明いたします。
報告案件が報告第 33 号から報告第 36 号までの 4 件です。
議案が議案第 48 号から議案第 53 号までの 6 議案です。
慎重にご審議，ご承認よろしく申し上げます。

議長 議事日程に従い報告第 33 号から報告第 36 号について事務局から順次説明を求めます。

局長 報告第 33 号「利用権の終了（農用地利用集積計画）」について 6 件ご報告します。
内容は 12 月 10 日までに利用権設定の解約の申出があったものです。
詳細については議案書をご一読ください。

報告第 34 号「農地法第 18 条（通知）」について 2 件ご報告します。
内容は 12 月 10 日までに賃貸借について解約の通知があったものです。
詳細については議案書をご一読ください。

報告第 35 号「農地法第 3 条の 3（相続等による権利移動）」について 8 件ご報告します。
内容は 12 月 10 日までに相続等による所有権移転の届出があったものです。
詳細については議案書をご一読ください。

報告 36 号「非農地証明願承認」について 2 件ご報告します。
申請番号 22，非農地となった理由は昭和 55 年 10 月に居宅を新築，宅地化し現在に至っています。

申請番号 23，非農地となった理由は昭和 40 年頃市道改良に伴い狭小，不整形で耕作困難な残地となり雑種地化し現在に至っています。
報告については以上です。

議長 報告第 33 号から報告第 36 号を報告いたしました。
報告 4 件について質問があればどうぞ。

（質疑なし）

議長 議案第 48 号「農地法第 3 条」について事務局から，順次説明を求めます。

局長 議案第 48 号「農地法第 3 条の規定による許可申請」について 7 件ご説明申し上げますので，ご承認いただきますようよろしく申し上げます。

申請番号 63，譲受人が●●●●さんで経営面積は 20,378 m²です。
本件は別紙農地法第 3 条調査書のとおり，農地法第 3 条第 2 項各号には該当しないため，許可要件のすべてを満たしていると考えます。

議長 地元委員の意見はありませんか。

委員 譲受人は●●に住まわれていますが，●●に実家と農地があります。

譲渡人は高齢で以前から譲受人に利用権設定されていました。
今回、高齢でもあるので所有権移転したいとのことで申請に至りました。
問題ないものと思われますので審議のほどよろしくお願いします。

議 長 これに対し異議はありませんか。
異議なしと思われる方は挙手をお願いします。

全委員（全員挙手）

議 長 異議なしと認め申請番号 63 を決めます。
次に申請番号 64 の説明を求めます。

局 長 申請番号 64、譲受人が●●●●さんで経営面積は本申請を合わせて 1,120.53 m²です。
本件は別紙農地法第 3 条調査書のとおり、農地法第 3 条第 2 項各号には該当しないため、許可要件のすべてを満たしていると考えます。

議 長 地元委員の意見はありませんか。

委 員 譲渡人は当地を離れ●●●●に居住されています。
譲受人宅は申請地に近く、相互の話し合いにより所有権移転されます。
譲受人は申請地にハウスを建てられ、自家消費野菜の栽培をされる予定です。
農業従事日数は見込まれますし、所有農地は全て耕作されており、問題ないものと思われます。
審議のほどよろしくお願いします。

議 長 これに対し異議はありませんか。
異議なしと思われる方は挙手をお願いします。

全委員（全員挙手）

議 長 異議なしと認め申請番号 64 を決めます。
次に申請番号 65 の説明を求めます。

局 長 申請番号 65、譲受人が●●●●さんで経営面積は 96,117.79 m²です。
本件は別紙農地法第 3 条調査書のとおり、農地法第 3 条第 2 項各号には該当しないため、許可要件のすべてを満たしていると考えます。

議 長 地元委員の意見はありませんか。

委 員 申請地は 1 枚の田の 4 割程度が譲渡人の持ち分で、残りが譲受人の持ち分です。
譲受人が長年耕作されてきました。
譲渡人は体調のこともあり、譲受人に相談し、話がまとまり申請されました。
譲受人の農作業に従事する日数、機械の保有状況からみても耕作の事業に供する農地は全て耕作されるものと見込まれます。
地域との調和に問題ありません。

審議のほどよろしくお願いします。

議 長 これに対し異議はありませんか。
異議なしと思われる方は挙手をお願いします。

全委員（全員挙手）

議 長 異議なしと認め申請番号を 65 決します。
次に申請番号 66 の説明を求めます。

局 長 申請番号 66，譲受人が●●●●さんで経営面積は 2,479 m²です。
本件は別紙農地法第 3 条調査書のとおり，農地法第 3 条第 2 項各号には該当しないため，許可要件のすべてを満たしていると考えます。

議 長 地元委員の意見はありませんか。

委 員 譲渡人は高齢で農業がほとんどできないという状況と，譲受人が増反したい意向とで話がまとまりました。
譲受人は申請地に客土を行い，まち直しを行うなど農地改良され，果樹と水稻の栽培をされます。
周辺農地への影響はないと思われます。
審議のほどよろしくお願いします。

議 長 これに対し異議はありませんか。
異議なしと思われる方は挙手をお願いします。

全委員（全員挙手）

議 長 異議なしと認め申請番号 66 を決します。
次に申請番号 67 の説明を求めます。

議 長 申請番号 67 は，●●委員に関する議案です。
農業委員会等に関する法律第 31 条の規定に基づき，●●委員は議事に参与できませんので退席をお願いします。

（●●委員退席）

議 長 申請番号 67 の説明を求めます。

局 長 申請番号 67，譲受人が●●●●さんで経営面積は 14,229 m²です。
本件は別紙農地法第 3 条調査書のとおり，農地法第 3 条第 2 項各号には該当しないため，許可要件のすべてを満たしていると考えます。

議 長 地元委員の意見はありませんか。

委 員 譲受人と譲渡人は親戚関係にあり，譲渡人が高齢になり，規模を縮小されたく，譲

受人に相談され話がまとまりました。

譲受人の保有農地は全て耕作されており、機械の保有状況、耕作に従事する日数などからみて、耕作の事業に供する農地は全て耕作されるものと見込まれます。

周辺農地は譲受人が耕作されており地域との調和に問題ありません。

審議のほどよろしく申し上げます。

議長 これに対し異議はありませんか。
異議なしと思われる方は挙手をお願いします。

全委員（全員挙手）

議長 異議なしと認め申請番号 67 を決めます。
それでは●●委員に入室いただいでください。

（●●委員着席）

議長 申請番号 67 は異議なしと決したことを報告します。
次に申請番号 68 の説明を求めます。

局長 申請番号 68、譲受人が●●●●さんで経営面積は 28,828 m²です。
本件は別紙農地法第 3 条調査書のとおり、農地法第 3 条第 2 項各号には該当しないため、許可要件のすべてを満たしていると考えます。

議長 地元委員の意見はありませんか。

委員 譲渡人は●●に住まわれています。
申請地は譲受人が利用権設定を受けて長年水稻を栽培されてきた農地です。
双方の話し合いで所有権移転されるものです。
農作業の従事日数から申請地は全て耕作されると認められます。
周辺農地は全て耕作されており支障ないものと思われれます。
審議のほどよろしく申し上げます。

議長 これに対し異議はありませんか。
異議なしと思われる方は挙手をお願いします。

全委員（全員挙手）

議長 異議なしと認め申請番号 68 を決めます。
次に申請番号 69 の説明を求めます。

局長 申請番号 69、譲受人が●●●●さんで経営面積は 3,675 m²です。
本件は別紙農地法第 3 条調査書のとおり、農地法第 3 条第 2 項各号には該当しないため、許可要件のすべてを満たしていると考えます。

議長 地元委員の意見はありませんか。

委員 申請者は夫婦です。
譲渡人が高齢になられ、申請地の農作業は譲受人がされているため、譲渡したいということです。
問題ないものと思われます。
審議のほどよろしくお願いします。

議長 これに対し異議はありませんか。
異議なしと思われる方は挙手をお願いします。

全委員（全員挙手）

議長 賛成多数、異議なしと決めます。
議案第 48 号「農地法第 3 条」については申請番号 63 から申請番号 69 までを異議なしと決めます。
議案第 49 号「農地法第 4 条第 1 項」について事務局から説明を求めます。

局長 議案第 49 号「農地法第 4 条第 1 項の規定による許可申請」について 3 件ご説明申し上げますので、ご承認いただきますようよろしくお願いいたします。

申請番号 20、申請人が●●●●さん、内容は農家住宅の建築です。
申請地は農業公共投資の対象となっていない小集団の生産性の低い農地であることから、第 2 種農地と判断されます。

議長 地元委員の意見はありませんか。

委員 現在、申請者の住宅は土砂災害警戒区域内にあり、区域外である申請地に農家住宅を建築されます。
生活雑排水等は浄化槽を経て道路側溝へ流されます。
敷地は全てコンクリートで補強して周辺農地への影響ないよう対応されます。
審議のほどよろしくお願いします。

議長 これに対し異議はありませんか。
異議なしと思われる方は挙手をお願いします。

全委員（全員挙手）

議長 異議なしと認め申請番号 20 を決めます。
次に申請番号 21 の説明を求めます。

局長 申請番号 21、申請人が●●●●さん、内容は貸駐車場の整備です。
申請地は農業公共投資の対象となっていない小集団の生産性の低い農地であることから、第 2 種農地と判断されます。

議長 地元委員の意見はありませんか。

委員 申請地は既に転用されており、始末書を添付して申請されました。

外周は道路や宅地に面しており、近隣農地への影響もありません。
審議のほどよろしくお願ひします。

議 長 これに対し異議はありませんか。
異議なしと思われる方は挙手をお願いします。

全委員（全員挙手）

議 長 異議なしと認め申請番号 21 を決します。
次に申請番号 22 の説明を求めます。

局 長 申請番号 22, 申請人が●●●●さん, 内容は賃貸長屋住宅の建築です。
申請地は都市計画法の用途地域内にあることから, 第 3 種農地と判断されます。

議 長 地元委員の意見はありませんか。

委 員 申請地に賃貸住宅を 2 棟建築されます。
生活排水は浄化槽を設け市道側溝に排水し, 雨水は北西側の水路に排水されます。
コンクリート擁壁を設けられ, 周辺農地への影響はないものと思われます。
審議のほどよろしくお願ひします。

議 長 これに対し異議はありませんか。
異議なしと思われる方は挙手をお願いします。

全委員（全員挙手）

議 長 賛成多数, 異議なしと認めます。
議案第 49 号「農地法第 4 条第 1 項」について, 申請番号 20 から申請番号 22 を異
議なしと決します。
議案第 50 号「農地法第 5 条第 1 項」について事務局から説明を求めます。

局 長 議案第 50 号「農地法第 5 条第 1 項の規定による許可申請」について 2 件ご説明申
上げますので, ご承認いただきますようよろしくお願ひいたします。

申請番号 54, 借主が●●●●さん, 内容は駐車場及び資材置場のための一時転用で
す。

申請地はおおむね 10ha 以上の規模の一団の農地等の区域内にあることから第 1 種農
地と判断されます。

当該事業の実施に当たり他に適当な土地がないことから, やむなく申請地を選定し
ました。

また, 申請地は農振農用地区域内にありますが, 農地法施行令第 11 条第 1 項第 1 号
「仮設工作物の設置その他の一時的な利用に供するために行うものであって, 当該利
用の目的を達成するうえで当該農地等を供することが必要であると認められ, 且つ農
業振興地域整備計画の達成に支障を及ぼす恐れがない場合」として, 農振農用地区域
内の農地の不許可の例外に該当します。

議 長 地元委員の意見はありませんか。

委 員 申請地の横に県道があり、さらに芸備線が並行して走っていて、その上に谷があります。

芸備線に交差して谷から出た水を排水する水路が通っています。

その水路が芸備線と県道の下を通過して申請地の横の水路に出ています。

その水路が芸備線と県道の下で土砂が埋まっており、その土砂を取り除く工事をされます。

申請地に建設資材等のヤードを設置され、終了後は農地へ原形復旧されます。

審議のほどよろしくお願いします。

議 長 これに対し異議はありませんか。

異議なしと思われる方は挙手をお願いします。

全委員（全員挙手）

議 長 異議なしと認め申請番号 54 は許可妥当として処理諮問いたします。

次に申請番号 55 の説明を求めます。

局 長 申請番号 55、譲受人が●●●●さん、内容は賃貸集合住宅の建築です。

申請地は都市計画法の用途地域内にあることから、第 3 種農地と判断されます。

議 長 地元委員の意見はありませんか。

委 員 譲受人は申請地を買い受けて、賃貸集合住宅を建築されます。

申請地の西側は市道、東側は水路、南側は宅地、北側は田となっています。

生活雑排水は公共下水道へ公共枿を設けて排水、雨水は東側西側の水路へ排水されます。

周囲にコンクリート擁壁を設けて周辺への土砂の流出を防がれます。

周辺農地への影響はありません。

審議のほどよろしくお願いします。

議 長 これに対し異議はありませんか。

異議なしと思われる方は挙手をお願いします。

全委員（全員挙手）

議 長 賛成多数、異議なしと認めます。

議案第 50 号「農地法第 5 条第 1 項」について申請番号 55 を異議なしと決し、申請番号 54 を許可妥当として処理諮問します。

議案第 51 号「農用地利用集積計画」について事務局から説明を求めます。

局 長 議案第 51 号「農用地利用集積計画」についてご説明申し上げます。

農業経営基盤強化促進法第 18 条第 1 項の規定により、農用地利用集積計画を策定したいので、ご承認いただきますようよろしくお願いいたします。

23 ページの農用地利用集積計画集計表をご覧ください。

農地中間管理権設定地の所有権移転が1件で3,637㎡、農地中間管理権の取得を伴わない貸借権設定が7件で26,176.49㎡、農地中間管理権の取得を伴う貸借権設定が3件で18,806㎡、合計が11件で48,619.49㎡です。

各申請については議案書をご一読ください。

議長 質疑はありませんか。

(質疑なし)

議長 それでは、議案第51号「農用地利用集積計画」について異議ございませんか。
異議なしと思われる方は挙手をお願いします。

全委員 (全員挙手)

議長 賛成多数、異議なしと認めます。

議案第51号「農用地利用集積計画」について承認することに決めます。

議案第52号「農地中間管理事業の推進に関する法律に基づく農用地利用配分計画案に対する意見」について事務局から説明を求めます。

局長 恐れ入りますが議案書の訂正をお願いします。

議案書の25ページから32ページをお手元に配付したものとお差し替えください。

これは●●●●さんへ配分することとしていた農地について、配分先を●●●●さんが代表を務める農地所有適格法人へ変更することとなり、その処理のために今回は配分を見送ることとなったためです。

議案第52号「農地中間管理事業の推進に関する法律に基づく農用地利用配分計画案に対する意見」についてご説明申し上げますので、ご承認いただきますようよろしくお願いいたします。

本件は農地中間管理機構を介して行われる農用地利用配分計画について、適当と認める旨回答しようとするものです。

配分計画の内訳につきましては、三和町の大力谷地区において作成されている人・農地プランに基づき、担い手である農事組合法人大力に農地3筆3,415㎡を、農地中間管理機構を通じて転貸するものです。

議長 質疑はありませんか。

(質疑なし)

議長 それでは議案第52号「農地中間管理事業の推進に関する法律に基づく農用地利用配分計画案に対する意見」について異議ございませんか。
異議なしと思われる方は挙手をお願いします。

全委員 (全員挙手)

議長 賛成多数、異議なしと認めます。

議案第52号「農地中間管理事業の推進に関する法律に基づく農用地利用配分計画案

に対する意見」について、承認することに決めます。

議案第 53 号「農地法第 3 条第 2 項第 5 号の規定による別段の面積の設定」について事務局から説明を求めます。

局長 議案第 53 号「農地法第 3 条第 2 項第 5 号の規定による別段の面積の設定」についてご説明申し上げますので、ご承認いただきますようよろしくお願いいたします。

本件は「三次市農業委員会農地法施行規則第 17 条第 2 項の規定に基づく地区指定に係る事務処理規程」に基づき、別段の面積を 1 アールとする区域を変更しようとするものです。

この事務処理規程は農地法第 3 条許可に係る下限面積を 1 アールとする農地の条件について定めたもので、空き家情報バンクに登録された空き家に付随し、遊休化の恐れのある農地を 1 筆ごとに指定します。

また、当該農地がこの基準を満たさなくなった場合は、指定区域から除外することとしています。

先ず、●●●●、●●●●の 2 筆は、それぞれ農地法第 3 条許可により空き家に付随する農地でなくなったため、設定区域から外そうとするものです。

次に●●●●、●●●●の 2 筆は、この度設定区域への「登録申請」があったもので、空き家情報バンクに登録された同一の空き家に付随する農地であり地目が畑、面積の合計が 501 m²です。

当該事務処理規程に定める基準を満たすものと考えられ、設定区域に加えようとするものです。

なお 34 ページに新旧対照表を添付していますのでお確かめください。

議長 質疑はありませんか。

(質疑なし)

議長 それでは議案第 53 号「農地法第 3 条第 2 項第 5 号の規定による別段の面積の設定」について異議ございませんか。

異議なしと思われる方は挙手をお願いします。

全委員 (全員挙手)

議長 賛成多数、異議なしと認めます。

議案第 53 号「農地法第 3 条第 2 項第 5 号の規定による別段の面積の設定」について承認することに決めます。

議長 以上で本日の議案審議の全てが終了いたしました。

事務局から一般報告や協議事項等があればどうぞ。

(一般報告)

委員の皆様から何かございますか。

(質疑なし)

以上で本日の総会の全てを終了いたします。

局長 次回の総会は 2 月 5 日 (金) 午後 1 時 30 分から、本日と同じく三次市役所 6 階 601 会議室及び 602 会議室で開催する予定です。

以上で令和2年度第10回農業委員会総会を終了します。